

たる生計維持者の事業収入(事業不動産、山林または給与)の減少が見込まれ、次のアおよびイの全ての要件に該当する場合

ア主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金や損害賠償金などで補てんされた収入を控除した額)が前年の事業収入などと比べて10分の3以上
イ減少する事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

■介護保険料通知発送日／
普通徴収納付通知書 7月9日(金)
特別徴収額通知書 7月26日(月)
※申請内容や状況により添付書類が異なりますのでご相談ください
■申請先・問合せ／
福祉医療課高齢者介護保険係
☎21-2767
後志広域連合介護保険課
☎55-8013

野犬掃討について

人やほかの動物への危害防止のため、野犬掃討(放たれている犬も対象)を実施します。
■日時／7月1日(木)～9月30日(木)
愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう

- ① 放し飼いや、逃げ出せる環境で飼育しない
- ② 散歩の際は必ずリードを装着する
- ③ 犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札を首輪につける
- ④ 犬がいなくなったらすぐに役場に知らせる

消防署からのお知らせ

火の取り扱いに気を付けましょう！
気温も上がり、バーベキューや花火を行う季節となりました。火気を取り扱う機会が多くなっているとありますが、カセットコンロや着火剤、ライターなどの製品は使い方を誤ると大きな事故につながる可能性があります。火災を防ぐために次のことに注意しましょう。

- ・火おこしなどに使用する着火剤は揮発性、可燃性が高いので絶対に継ぎ足ししないでください
- ・火の粉が飛んで周りの物に引火する危険性があるので風向きに注意してください
- ・使用した炭は、完全に消火してから処分してください
- ・ちょっとした不注意が事故につながります。火気の取り扱いには十分に注意しましょう。火の用心をお願いします。

	令和3年	令和2年
火災	1件	4件
救急	296件	378件
救助	26件	17件
その他	52件	33件

⑤ 犬が戻った時の連絡も忘れずに
■住民環境課環境対策室地域衛生係
☎56-8008

7月15日に導入する異動受付支援システムにより、俱知安町に転入する際の手続きが大きく変わります。これまで手書きしていた転入届や転入に伴って生じる国民健康保険の申請書などについても自動で作成できるようになり、手書きの場面を大幅に減らすことができます。(一部を除く)

また、転居や転出の手続きを来庁前に事前申請するシステムも順次実装していきます。詳細が決まり次第広報紙などでお知らせします。
■住民環境課住民係 ☎56-8007

くつちゃんコロナワクチン NEWS No.4

町内の新型コロナウイルスワクチンの集団接種は、5月18日(火)から実施しています。現在は65歳以上の方の接種を次のとおり行っています。
■接種場所/世代交流センター
■65歳以上の方の接種順番／
① 75歳以上の方がいる世帯で65歳以上の方
② 70歳から74歳の方がいる世帯で65歳以上の方
③ 65歳から69歳の方

※65歳以上の方には接種券を送付済
日程通知・接種日程は下の表をご覧ください
今後実施する65歳未満の方を対象

まちの事件簿ー地域安全ニュース

5月の主な事件
▽ 盗難事件の発生
町内の商業施設で、食料品が万引きされる事件がありました。
5月の主な交通事故
▽ 4日、国道において、車両同士の追突事故が発生しました。
▽ 26日、町道において、車両同士の衝突事故が発生しました。

	令和3年	令和2年
人身	11件	10件
物損	227件	275件
死者	1名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

ごみの分別で地球にやさしく

プラスチックごみが地球温暖化に拍車をかけているというニュースが流れています。私たちがしっかり分別しないと、そのようなことが問題になってくるのです。

ごみの分別は面倒なことですが、一人一人が少しのてまひまをかけることによって、資源を生かし、地球環境を守ることに繋がっていきます。

倶知安町はほかの町村に比べて早くからごみ分別(資源ごとに分ける)を行ってきました。

ごみ分別の一覧表などをもう一度ゆっくり読み返して、地球にやさしい一人一人に成長していきましょう。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

ワクチン接種に関するスケジュール (R3.6.18 現在)

	接種券送付	日程通知送付	1回目接種日程
①の方は	日程変更した方以外は接種終了		
②の方は	送付済	送付済	6月28日まで
③の方は	送付済	地区ごとに送付中	6月28日から30日まで
その他の方は	未定	未定	未定

※「通知された日程で都合が悪い」「接種券が届かない」などの問い合わせはコールセンター(☎0570-023377)へ

とした接種に向けて、優先接種となる基礎疾患のある方からの事前申請を現在受付中です。詳しくは今月号の折込チラシをご覧ください。

熱中症警戒アラートについて

気象庁では、本年4月から環境省と気象庁が連携して「熱中症警戒アラート」により呼びかけを行います。この情報は、熱中症との関連の高い、暑さ指数(WBGT)をもとに、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された日の当日や前日に発表されます。

※暑さ指数(WBGT)とは、気温、湿度、日差しなどからなる熱中症の危険性を示す指標です

■発表時の熱中症予防行動例／
① 外出は極力控え、暑さを避ける
② 熱中症のリスクが高い高齢者、子ども、障害のある人への声かけ
③ のどが渇く前にこまめに水分補給
④ 外での運動は、中止や延期を検討
⑤ 暑さ指数(WBGT)を確認

■札幌管区気象台天気相談所
☎011-611-0170

5月16日から、岩内ひまわり基金法律事務所の所長に就任しました弁護士齋藤です。この3月までは東京で弁護士をしており、弁護士になる前は学校で理科の先生をしていました。弁護士としては異色の経歴ですが、このような経験も活かして対応しますので、お気軽にご相談ください。

後志に赴任して感じたのは、都会の業者による押売りの被害が結構あるということです。私が出会ったのはどれも電気設備に係る事件ですが、「電気設備に不具合がある」「弊社の設備を設置しなければならない」などと迫り、やめると言っても断り切れずに契約させられてしまうという事件です。

法律は、社会で暮らす全ての人が生きやすくなるように定められているものですが、困った業者は、この法律を悪用してきます。例えば、この事件の被害者は全て事業を営む人でした。クーリングオフという消費者を保護する制度がありますが、事業のための契約には使えません。すぐに契約を迫るのも、契約書があると法的に強いからです。

ただ、法律は、全ての人が生きやすくなるよう定められているため、今回悩んでいた人にも、その悩みを解消するための法律がありました。何か困ったことがあったら弁護士に聞いてみてください。あなたの悩みにちょうど良い法律があるはずです。

北海道は法的にとっても進んでいて、いろいろなところで弁護士による無料の法律相談が開かれています。私の事務所でも、初回は無料でお話を伺っています。お気軽にご相談ください。

岩内ひまわり基金法律事務所 の齋藤です



岩内ひまわり基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

人口	14,896人(前月比-60)
男子	7,574人(前月比-28)
女子	7,322人(前月比-32)
世帯数	8,045世帯(前月比-36)
うち外国籍住民	738人(前月比-28)